

令和2年度札幌市スクールガード 養成講習会 資料



札幌市教育委員会

1 スクールガード事業とは

近年では、学校の登下校時など、子どもを狙った犯罪が多く起こっており、大きな問題となっています。

札幌市教育委員会では、このような状況を踏まえ、子どもたちが安心して学校に通えるよう、地域での子どもの見守り活動を推進するため、平成 17 年度からスクールガード事業を実施しています。

この事業は、文部科学省の補助を受けて実施するもので、全国の都道府県、政令市で同様の取り組みが行われており、以下の 2 つの事業を柱として実施しています。

1 スクールガードの選任、講習会の実施

市内の小学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、登下校時などの見守り活動を行うボランティアをスクールガードとして登録しています。

- ・ 登録者数（令和 2 年度末時点）：1,316 人
- ・ 市内 2 箇所で開催講習会を実施（令和元年度）

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

2 スクールガードリーダーによる巡回指導

警察官 O B がスクールガードリーダーとして、学校施設及び通学路近辺を巡回し、スクールガードの皆さんへ警備上のポイント、不審者への対処方法などに関するアドバイスを行っています。

- ・ 人数 50 名（令和 2 年度）

- ◎ 見守り活動で具体的に困っている点、不明な点等はスクールガードリーダーへ相談してください。
- ◎ 既に地域の方々が自主的にスクールガードと同様の活動を行っている地域では、地域活動を十分尊重しながら、相談役として活動をお願いしています。

スクールガードとスクールガードリーダーとの活動事例

- ◎ 年間の行動計画の打合せの実施

スクールガードリーダーからスクールガードに対して年間行事を説明し、下校時間帯の監視活動について協議。子ども 110 番の家の訪問を順次実施したいとの意見があり、翌月から実施することとした。

- ◎ 下校時間帯における見守り活動～通学路での防犯・交通安全指導の実施

教職員とともに、子ども達に対して通学路での防犯・交差点での横断について指導。併せて、不審者が出没する地域の巡回を実施した。

- ◎ 集団下校訓練における同行指導の実施

子ども達の下校に同行し危険箇所等について指導した後に、地域内の公園等の巡回を実施。子ども 110 番の店へ立ち寄り防犯活動への協力を依頼したところ、どの店も協力的であり心強い環境であることを確認した。

2 スクールガードに期待される3つの効果

- ・ 犯罪を企む者に犯行をあきらめさせる。
- ・ 犯罪を企む者の地域への接近を防止する。
- ・ 地域住民に安心を与える。

具体的には・・・

- ・ 腕章などをつけ、学校施設の周辺や通学路付近を目立つように巡回する。
- ・ 不審者情報等が出た場合は、出没地点を重点的に巡回する。
- ・ 目指すべきは日常生活の中で毎日、登下校の時間帯に子どもたちを見守る。
- ・ 「おはよう、こんにちは」等のあいさつで声かけを行い、子どもの様子を確認する。

3 巡回(パトロール)の方法

(1) 地域で無理のない活動を！

- ・ 無理をせず、できる範囲で（時間や場所）
- ・ 支給品（ベストまたは、帽子・腕章）を着用して目立つ格好で
- ・ 仲間を誘って2～3人で
- ・ あらかじめ責任者・通報係・救護係などの役割分担を
例：不審な車を発見したときは、1人はナンバー、1人は車の特徴、1人は運転手の特徴等ときめ細かい確認が可能(安全面からも)

(2) 子どもの視点で！

- ・ 子どもと同じ目線で見ると、あらためて気づくことがある

(3) 声かけを！

- ・ 地域の皆さんが声をかけ合うことで地域の連帯感を
- ・ 「おはようございます」「こんにちは」等の挨拶は不審者にとっては嫌なもの
※ 顔を見られたと思って犯行を思いとどまる効果が期待できる
- ・ 「どちらかお探しですか」などと付け加えれば更に効果的

(4) 巡回後に情報交換を！

- ・ 巡回の状況については、ささいなことでも情報交換を
- ・ リーダーと一緒に巡回する機会を通して情報交換を

4 巡回中の着眼点 ～多角的な巡回を

(1) 安全点検

- ・ 公園などの遊び場、公衆便所等に異常はないか。
- ・ 施設の老朽化などで、通行時に危険はないか。

(2) 不審者の発見・排除

- ・ 見慣れない人（車）はいないか。
- ・ スクールガードを見て、立ち去る人（車）はいないか。
- ・ 駐車場では車の陰に人がいないか。

(3) 防犯点検

- ・ 死角になる場所、見通しの悪い場所はないか。（公園の植込みの陰等）
- ・ 廃屋、空き家などがあり異常はないか。

5 不審者を発見したときは

(1) 基本的には警察 110 番に通報 ～素早い行動が、犯罪抑止への第一歩

- ・ 不審な車を発見したらナンバーや特徴をチェック
- ・ 警察に連絡を行い、その際には必ず「〇〇に不審者がいます」と伝える。

(2) 緊急事態を目撃した際は ～子どもの安全が最優先

- ・ 子どもを安全な場所へ誘導する。
 - ・ 大きな声・音で皆に知らせる。
- ※不審者を捕まえようとはしないこと

(3) 子どもに対する対応は ～落ち着かせ・状況を把握する

- ・ 不審者がいないまでも、明らかに子どもの様子がおかしい場合(原因もなく泣く、その場にしゃがみ込む等)は、第一に子どもを落ち着かせて状況を把握する。

不審者発見時等の通報のポイント

- 1 事件事故の種別 （不審者がいる、声掛けがあった、誘拐 等）
- 2 いつ （発生時間）
- 3 どこで （発生場所）
例～〇〇町〇〇方、〇〇小学校の近く等著名な建物などの目印となるものを併せて
- 4 だれが （不審者の人相、着衣等）
- 5 なにを （事件事故の状況）
例～不審者が声掛けしている、スカート内を隠し撮りしている等
- 6 どうしたか （現在の状況）
例～不審者の逃走方向、被害生徒の有無等

※ 110 番へは一般電話、公衆電話、携帯電話のいずれからも通報ができます。

6 不審者情報などを入手するためには

北海道警察が実施している「ほくとくん防犯メール」は、犯罪から身を守るために必要な子どもに対する声かけ事案や犯罪防犯対策情報などを希望者のパソコン、携帯電話にメールで配信するサービスで、誰でも登録が可能です。

(URL : <http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)

○ 配信情報

- ・ 子ども被害情報
子どもに対する声かけ事案等の不審者情報
- ・ 犯罪発生・防犯対策情報
通り魔事件や路上強盗、ひったくりなどの事件の発生とその防犯対策情報
- ・ お知らせ情報
地域の安全に関する情報

7 活動中に怪我などをされた場合は

スクールガードの皆さんにはボランティア活動保険が適用になります。補償内容については次のとおりです。

- (1) スクールガードの皆さんによる見守り活動に伴い、他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したりすること（賠償事故）について、被保険者であるボランティアの方々が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金が支払われます。
- (2) 被保険者であるスクールガードの皆さんが、ボランティア活動中の急激かつ偶然的な外来の事故によって被る傷害（傷害事故）に対して保険金が支払われます。

補償内容（支払限度額）

- 賠償事故（1事故につき）5,000万円（対人・対物共通）
付帯特約
*人格権侵害担保特約（1事故100万円）
- 傷害事故（1名当たり）
死亡・後遺障害保険金 500万円
入院保険金日額 3,000円
通院保険金日額 2,000円
付帯特約
*熱中症危険担保特約

※ 万が一、事故等が発生しましたら教育委員会学校施設課にご連絡ください。
(札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階 TEL211-3831)